

平成23年1月27日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告

○平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表（4～5）…………… 1

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第4号

平成21年秋田県告示第175号で告示された外部監査契約に関し、包括外部監査が執行され、その結果が秋田県知事に報告されていたところ、当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月27日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
財—————436
平成23年1月7日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年3月29日付けで秋田県包括外部監査人青山伸一から提出された平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成21年度包括外部監査（指定管理者制度の運用状況について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概要 要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
4 6 (7)	I 外部監査の結論 一 論点別一 1 指定管理料について (1) 指定管理料低減の問題	高止まりしている公の施設の維持管理に要する費用を削減するための手段としてのみに指定管理者制度を利用するのではなく、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行う必要がある。〔意見〕	平成23年度指定施設に係る債務負担行為（平成22年度6月補正予算）に際し、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行った。今後も同様の検討を行う。	対応済み	総務課
4 7 (7)	(2) 債務負担行為の設定額の問題	債務負担行為額が過去の指定管理料の実績等をベースに慎重に査定したものであるならば、それ以上の縮減はしないことが望ましい。〔意見〕	債務負担行為額を基本とした予算計上に努めることとし、平成22年7月に「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に定めた。	対応済み	
4 7 (7)	(3) 指定管理料の精算等について	指定管理者のモチベーションの低下を防ぐため、精算方式又は変更協定書方式をとるのではなく、原則指定管理料は渡し切りとすることが望ましい。〔意見〕	原則として年度内における指定管理料の精算は行わないこととし、平成22年7月に「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に定めた。	対応済み	
4 9 (7)	(4) 5年間の指定管理料の固定	債務負担行為額と指定管理者からの提示額をベースとして、始めから指定管理期間（5年間）の指定管理料を固定することも1つの方法である。〔意見〕	債務負担行為額と指定管理者からの提示額をベースとして指定管理料を予算計上することにより指定管理期間の指定管理料の固定も可能とした。	対応済み	
5 0 (7)	(5) 実態に沿ったコスト情報の提供の指導	指定管理期間（5年間）の指定管理料を当初から確定することを前提として、指定管理料を正しく試算するため、指定管理者に対して、施設に関する偽りないコスト情報を収支計算書によって提供するよう強く指導する必要がある。〔意見〕	各施設の基本協定書において収支決算を報告することと定めているが、この趣旨を平成22年6月22日開催の「指定管理者制度庁内連絡会」で周知した。なお、平成23年度から導入する評価制度においても、収支決算について確認するよう評価票様式を定めた。	対応済み	
5 5 (7)	2 施設サービスについて (1) PDCAサイクルの中での施設サービスの評価	ほとんどの施設においては明確な数値目標が設定されていないことから、事業計画段階で明確な数値目標の設定をする必要がある。 また、利用者数以外にもそれぞれの施設にふさわしい数値目標を設定する必要がある。〔意見〕	従来より施設の利用目標を定めるよう、基本協定書例に規定していたが、平成23年度以降、統一様式により各施設所管課による評価を実施し、その中で数値目標の達成度も評価することとした。	対応予定	総務課

	対応予定	数値目標の設定にあたっては、仕様書等に記載されたサービス水準を考慮して設定するよう定めた評価要領を今年度中に策定する。	事業計画における数値目標は、指定管理料の水準などを考慮して慎重に決定する必要がある。〔意見〕	(2) 数値目標と指定管理料について	
5.5 (7)	広報広聴課	県(公文書館)は、歴史資料として重要な公文書かどうか、保管するかどうかの判断権限を有している。また、保存及び利用に関して適切な措置を講ずべき責務は、他に委ねることなく自らの責任で果たすことが公文書館法の主旨でもあり、県立図書館と一体として指定管理者制度を導入することはできない。	事業計画における数値目標は、指定管理料の水準などを考慮して慎重に決定する必要がある。〔意見〕	(2) 数値目標と指定管理料について	
6.1 (8)	建設住宅課	県営住宅については、関係市と協議しながら導入の適否について検討している。	時期は定めないが、いずれは指定管理者制度の可否を検討するとしていた7施設のうち、平成21年の現在、6施設が直営のままとなっている。そのうち、公文書館については、県立図書館と一体として指定管理者制度の導入の検討を進める必要がある。県営住宅についても、導入の可否の検討は今後も進める必要がある。〔意見〕	3 直営施設について (1) カテゴリー毎の監査意見 ① カテゴリー4	
6.2 (8)	スポーツ振興課	スポーツ科学センターは、「スポーツ立県あきた」推進のためスポーツ医学の分野を主体的に取り組む機関として重要な位置づけとなっており、直営を継続すべき施設であると考えている。 なお、スポーツ医学の取組みは、館内の施設設備をフルに活用しながら進めていくものであるため、管理部門についても指定管理にはなじまないもとのと考える。 加えて、施設の改修(内部居室改修、給排水空調設備改修等)を実施しなければ、指定管理での運営は困難であると考える。	試験研究機関、教育機関等であるという理由で当初から直営を継続するとしていた13施設のうち、平成21年の現在、10施設が直営となっている。 スポーツ科学センターについては、その管理部門や会議スペースの運用についての導入の検討は今後も継続する必要がある。	② カテゴリー5	
7.3 (9)	総務課	平成22年7月に改定した「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」において「施設の性格等により5年としないこともできるものとする」と規定した。	非公募の施設については、安定的な施設運営のため指定期間を5年に限定しない方がよい場合もあり、非公募に合理性が認められる施設については指定期間を5年以上(たとえば10年)とすることを検討することも必要である。〔意見〕	4 指定管理者の選定について (1) 公募、非公募について ① 非公募施設の指定期間について	対応済み

7 3 (9)	② 指定管理者が市町村の場合	<p>施設運営の殆どを指定管理者である市町村に任せている場合は、施設自体を秋田県が所有していることとの意義が問われることとなることから、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携しつつ施設運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。〔意見〕</p>	<p>県有施設として存続する施設においては、運営協議会等を通じ、引き続き施設運営に積極的に関わっていく。</p>	対応済み
7 5 (9)	(2) 指定管理者選定における競争性の確保について ① 指定管理者の資格要件の限定の排除	<p>今後、指定管理者を募集する際には、指定管理者選定における競争性を高めるために可能な限り県内に(主たる)事務所を置く法人その他の団体といった資格要件を設けないことが望ましいものと思われる。〔意見〕</p>	<p>県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存置することとした。</p>	対応困難
7 6 (9)	② 競争性が働いていない公募施設について	<p>競争性確保に向けた見直しを実施しても、施設の現状や経緯等によって実質的に競争原理が働いていない公募施設について、施設の特徴を慎重に検討した上で公募、非公募の使い分けをする必要があると考える。〔意見〕</p>	<p>公募を実施することにより、競争の可能性のものと緊張感のある計画の提出に繋がると考えているので、公募を継続する。</p>	対応困難
7 8 (10)	5 その他 (1) 指定管理者が購入した備品の所有権	<p>備品の所有権は、指定管理者が自己資金によって備品を購入した場合には指定管理者に帰属し、指定管理者が指定管理料を財源として備品を購入した場合には秋田県に帰属するとされている。収支差額を次年度に繰越した上で利益を財源として備品を購入した場合には、同じ指定管理料を財源としても指定管理者の帰属となるといった問題があることから、今後の業務に支障がないように備品の帰属について慎重に検討する必要がある。〔意見〕</p>	<p>平成22年7月に改定した「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に、備品は原則として県が用意する旨を記載したほか、必要に応じて年度協定書に備品等購入予定額を記載することとし、備品の帰属について明確化した。</p>	対応済み
総務課				

<p>8.0 (1.0)</p>	<p>(2) 小破修繕費用の取扱いについて ① 小破修繕費用の精算について</p>	<p>小破修繕費用の運用の実効性を高めるためにも、今後精算方式を実施においても実行していくことが望ましい。〔意見〕</p>	<p>基本協定書において、小破修繕費用の支払実績額と支払予定額に著しい差が生じると見込まれるときは指定管理料の変更を申し出ることができることとしており、実務上も精算を行っているが、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」の基本協定書例においても「著しい」の文言を削除した。</p>	<p>対応済み</p>	
<p>8.0 (1.0)</p>	<p>② 指定管理者に対する正確なコスト情報の提供の指導</p>	<p>小破修繕費用に関する詳細な明細の提出を指定管理者に指導する必要がある。〔意見〕</p>	<p>小破修繕費用に関する詳細な明細の提出を求めるようにする。</p>	<p>対応予定</p>	
<p>8.0 (1.0)</p>	<p>(3) モニタリングの実施状況</p>	<p>今後、各課がモニタリングを実施する必要がある。これにより所管課担当者のノウハウの維持にもつながる。〔意見〕</p>	<p>平成23年度以降、統一様式により各施設所管課による評価を実施する予定である。</p>	<p>対応予定</p>	
<p>8.6 (1.1)</p>	<p>II 外部監査の結論 一 施設別一 1 県営住宅 (1) 秋田市近郊以外指定管理者制度を採用しないことについて</p>	<p>秋田県全土一括での公募も可能という条件を残した上で北部、中部、南部の3つのエリアに分けて公募するなどの工夫をし、全ての県営住宅について指定管理者制度導入の検討をする必要がある。 また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場合でも近隣の市への管理代行の可能性など最良の方策に向けての検討は継続する必要がある。〔意見〕</p>	<p>県営住宅は、公営住宅入居者ニーズ(福祉部局との連携等)、及び管理コスト削減要請を併せ考えると、所在する地域で地元市営住宅と一体的、かつ地域の実情に沿った管理が求められる。特に、秋田地域振興局以外の地域振興局で管理している住宅は、当該市営住宅と併設されていることから、県営住宅と地元市営住宅との一体管理が望ましく、事業主体変更(譲渡等)又は管理代行若しくは指定管理者の活用を地元市と協議検討しているところである。 今後、協議が整った市から順次、事業主体変更又は管理代行若しくは指定管理者管理に移行していく予定である。</p>	<p>建築住宅課 対応中</p>	
<p>8.7 (1.1)</p>	<p>(2) 募集期間について</p>	<p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることなつた。〔意見〕</p>	<p>「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を2ヵ月とした。</p>	<p>対応済み</p>	

8 7 (1 1)	(3) 申請資格の限定	指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。〔意見〕	県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存置することとした。	対応困難	
8 8 (1 1)	(4) 収支計算書について	指定管理料と収支決算との関係がわかるように収支計算書の表示方法を見直すことが望ましい。〔意見〕	平成22年度中に検討し平成23年度から改める。	対応予定	
8 9 (1 1)	(5) 指定管理料の精算について	協定書を締結する時点で渡し切りとする費目と年度末に精算する費目の区分を明確にすると同時に、精算する費目については収支報告で区分した上で内訳も詳細に報告させることが望ましい。〔意見〕	平成22年度中に検討し平成23年度から改める。	対応予定	
9 5 1 0 5 1 1 2 (1 2)	2 北部老人福祉総合エリア 3 中央地区老人福祉総合エリア 4 南部老人福祉総合エリア (1) 募集期間について	募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることなつた。〔意見〕	「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を約2ヵ月とした。	対応済み	長寿社会課
9 6 1 0 6 1 1 2 (1 2)	(2) 申請資格の限定	指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。〔意見〕	県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存置することとした。	対応困難	
9 6 (1 2)	(3) 設備の利用状況（北部老人福祉総合エリア）	「茶室」など利用率が極端に低い箇所（設備）については、料金を下げるかあるいは他の用途で使うなどの工夫が必要である。〔意見〕	次期指定管理者と協議し、利用率向上に努める。	対応予定	

103 (12)	(4) 施設の運営主体(中央 地区老人福祉総合エリ ア)	中央シルバニアエリアの現状を鑑みると、県として 行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての 検討が必要である。例えば、施設については民間に 譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える 福祉事業については別途運営主体に委託する等の方 法も考えられる。〔意見〕	次期指定管理期間(平成23年度～平成27年度)内 に検討を行う。	検討中
105 (12)	(5) 宿泊事業のあり方(中 央地区老人福祉総合エリ ア)	宿泊事業の収支が中央シルバニアエリア全体の収支 にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の 継続の是非について十分に検討する必要がある。 〔意見〕	管理委託時(平成17年度)と指定管理とした4年 間(平成18年度～平成21年度)の平均としては、利用 者数、利用料収入ともわずかではあるが伸びてい る。次期指定管理期間内に今期の状況を検証し、検 討する。	検討中
113 (12)	(6) 設備の利用状況につい て(南部老人福祉総合エ リア)	破損して利用できないテナリニスコムトについて、今 後の用途を明確にした上で必要な措置を講ずる必要 がある。〔意見〕	南部老人福祉総合エリアの敷地は、横手市からの 借用地を含むことから、次期指定管理期間内に指定 管理者を含めた三者で協議し、方向性を決める。	対応予定
113 (12)	(7) 使用が困難な非常用設 備について(南部老人福 祉総合エリア)	使用が困難な非常用設備を撤去する必要がある。 また、このような状態で放置されてきた原因を調べ た上で今後このようなことがないようにする必要が ある。〔意見〕	平成22年11月末に改修工事を終了し、使用可能と した。	対応済み
113 (13)	(8) 宿泊施設について(南 部老人福祉総合エリア)	利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に 宿泊施設が必要かについての検討も行う必要がある ものと思われる。〔意見〕	平成19年国体の際に定員増とした。国体後の利用 者確保に努めているものの、利用率は伸びていな い。利用率の向上に努めるとともに、宿泊施設の必 要性について次期指定管理期間内に方向性を決め る。	検討中
114 (13)	(9) 在宅老人介護センタ ー、診療リハビリセンタ ー終了後の対応(南部老 人福祉総合エリア)	コミュニケーションセンター入口に向かって左側 に従来在宅老人介護センター、診療リハビリセンタ ーがあった区域がある。これらはいずれも終了して いるが、終了後の空きスペースを有効活用しきれて いない場所があった。何らかの活用の検討が必要で ある。〔意見〕	次期指定管理期間内に指定管理者と協議し、活用 方法を決める。	対応予定

1 3 2 (1 4)	(3) 指定管理者の統一の検討	総合生活文化会館について、指定管理者の統一を図ることが望ましい。〔意見〕	次期指定管理者の選定にあたっては、現在の指定管理業務及びイベント広場の管理業務を一体として公募し、指定管理者を統一した。	対応済み
1 3 3 (1 4)	(4) 県主催事業と自主事業の明確化の必要性	仕様書において指定管理者が行うべき文化振興業務とされている催し物や演奏会と判断するには困難なものについては、県主催事業ではなく、自主事業、すなわち指定管理者が自ら企画・立案して、自己の責任と費用（管理委託料を除く）において実施する事業として行う必要がある。〔意見〕	県主催事業については、パイプオルガン奏者養成講座などを含め、指定管理者と県が協議の上決定しているが、次の指定期間における県主催事業の実施にあたっては、仕様書に定める文化振興業務と自主事業との区分を明確にしなから、これまでと同様に双方協議の上その内容を決定することとする。	対応予定
1 3 3 (1 4)	(5) 県主催事業の既得権化の防止策と講演料の透明性確保の必要性	アトリオン室内オーケストラは、秋田県が援助・育成を行っている団体ではないにも関わらず、指定管理者は同オーケストラの公演を毎年2回行い、平成20年度は結果的に1,045千円の赤字を計上している。赤字の原因は公演料が相場より高く設定されているなど幾つかの要因が考えられるが、いずれにしても、指定管理者及び秋田県に不利に設定されている可能性もある。収支が赤字であるにも関わらず継続的に県主催事業としてコンサートを開催していることにより、当該事業は既得権として定着している可能性も考えられる。公演料の決定にあたり主催者側に交渉の余地を残すための公演料の基準や、収支が赤字である公演を継続的に実施する場合は既得権化の防止策を定める必要がある。〔意見〕	アトリオン音楽ホールの活性化にとつて、アトリオン室内オーケストラ（以下「ACO」という。）の設立は大変時宜を得たものと考えており、県としては、ACOの設立当初から定期公演を県主催事業に組み入れるなど、連携した取組を行ってきた。県主催事業の目的は、県民に低価で質の高い音楽鑑賞の場を提供することであり、アトリオン音楽ホールの収容能力も考慮すれば、ACOの公演も含め県として一定程度の負担（一般財源の持ち出し）は必要な経費と考えている。平成20年度のACOの公演に関しても、公演料及び県の特出額ともに特に大きいものではなく、「指定管理者及び秋田県に不利に設定されている可能性がある。」との認識はもっていない。なお、県主催事業の内容（予算を含む。）については、指定管理者と県が協議のうえ決定しており、これまでも必要な見直しを行うなど、ACOの公演が既得権化しているとは考えていない。	対応困難
1 3 3 (1 4)	(6) 入場者数増加のための地元演奏家の公演の自主事業への移行の必要性	地元演奏家の公演を自主事業へ移行し、指定管理者と演奏家で折半する等により、両者のモチベーションを高める公演料の設定方式を検討することが望ましい。〔意見〕	指定管理者と演奏家双方のモチベーション向上と施設利用促進のために有効な方法と考えられることから、自主事業の1つの実施方法として指定管理者に対し提案していく。	対応済み

<p>1 3 4 (1 4)</p>	<p>(7) 県主催事業に関わる協 費者の開示の必要性</p>	<p>県主催事業の実施にあたり協賛金を受け取った場 合、事業の案内等には、協賛者名を開示し県単独で はなく協賛によっていることを明らかにすることが 望ましい。〔意見〕</p>	<p>協賛対象事業に係るチラシ等の広告媒体に、その 旨の表示を行った。</p>	<p>対心済み</p>	<p>県文化政策課 (生涯学習セン ター分館は教育 庁生涯学習課)</p>
<p>1 3 4 (1 4)</p>	<p>(8) 利用率の低い施設の対 策と自主事業による利用 の検討の必要性</p>	<p>利用率の低い施設については原因を分析し対策を 講じる必要がある。また、指定管理者自らが自主事 業として当該施設を利用して収益事業を行うことも 1つの方法である。〔意見〕</p>	<p>各施設の利用実績や利用率の状況については、月 例報告書等により指定管理者から報告を受け、利用 率向上に向けた対策について意見交換しているが、 施設によっては使用目的が限定されているとともに 近隣の類似施設との競合等により、利用者の各施設 に係るニーズに差が生ずることはやむを得ないもの と考えている。 指定管理者による自主事業に関しては、特に次期 指定管理においては利用料金併用制を導入すること から、収入増に向けた指定管理者独自の取組が重要 であると考えている。</p>	<p>対心済み</p>	<p>県文化政策課 (生涯学習セン ター分館は教育 庁生涯学習課)</p>
<p>1 4 3 (1 5)</p>	<p>7 県民会館 (生涯学習セン ター分館含む) (1) 募集期間について</p>	<p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間 を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より 見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とするこ ととなった。〔意見〕</p>	<p>「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に 基づき、公募期間を2ヵ月とした。</p>	<p>対心済み</p>	<p>県文化政策課 (生涯学習セン ター分館は教育 庁生涯学習課)</p>
<p>1 4 3 (1 5)</p>	<p>(2) 申請資格の限定</p>	<p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県 内に主たる事務所を有する法人その他の団体である こと」が明記されているが、競争性を高めるため も県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募 することも検討する必要があると思われる。〔意見〕</p>	<p>県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存 置することとした。</p>	<p>対心困難</p>	<p>県文化政策課 (生涯学習セン ター分館は教育 庁生涯学習課)</p>
<p>1 4 3 (1 5)</p>	<p>(3) 所管課が異なることに よる非効率性</p>	<p>両施設の所管課を一本化することについて検討す る必要がある。 将来的には同一施設として運用していくことにつ いても検討する必要がある。〔意見〕</p>	<p>平成23年度から生涯学習センター分館 (ジョイナ ス) の施設を県民会館の施設として一体的に管理す ることとした (条例改正済み、平成22年6月22日公 布)。</p>	<p>対心済み</p>	<p>県文化政策課 (生涯学習セン ター分館は教育 庁生涯学習課)</p>

<p>144 (15)</p>	<p>(4) 収支状況について</p>	<p>事業報告における収支状況は当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。〔意見〕</p>	<p>指定管理者と調整を図り次期報告から実施する。</p>	<p>対応予定</p>
<p>144 (15)</p>	<p>(5) 施設設備について</p>	<p>将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。〔意見〕</p>	<p>築49年という施設であることから、修繕の需要も益々増加することが見込まれるとともに、「エレベーターが未設置」などの機能面も課題となっていることから、財政事情を勘案しながら必要な整備を総合的に検討していく。</p>	<p>検討中</p>
<p>144 (15)</p>	<p>(6) 利用料金の支払い方法について</p>	<p>今後は、管理を適切に実施でき、しかも同時に利便性を考慮した別の方法を検討してもいいのではないかと思います。〔意見〕</p>	<p>現金納付も可能となる利用料金金を併せて導入することとした(条例改正済み、平成22年6月22日公布)。</p>	<p>対応済み</p>
<p>150 156 (16)</p>	<p>8 北部男女共同参画センター 一 9 南部男女共同参画センター 一 (1) 募集期間について</p>	<p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることなつた。〔意見〕</p>	<p>「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を2ヵ月とした。</p>	<p>男女共同参画課 対応済み</p>
<p>151 156 (16)</p>	<p>(2) 申請資格の限定</p>	<p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。〔意見〕</p>	<p>県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存置することとした。</p>	<p>対応困難</p>
<p>151 157 (16)</p>	<p>(3) 収支状況について</p>	<p>当初の県の指定管理料の積算や審査段階における経費削減の計画性という項目の吟味などに誤りがあったか検討すると同時に、指定管理者に対して当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。〔意見〕</p>	<p>次期指定管理者の募集に当たり、選定基準、審査項目の「経費削減の計画性」の配点を減少し、「施設の設置目的の効率的達成」の配点を重視した。 また、収入及び支出の明細についても報告事項とすることで指定管理者と調整を図り次期報告から実施することとした。</p>	<p>対応済み</p>

<p>1 5 1 1 5 7 (1 6)</p>	<p>(4) 審査項目について</p>	<p>男女共同参画についてのその団体の考え及びその普及方法の計画性などにもっと重きを置いた審査 ・選考を行うべきではないかと考えられる。〔意見〕</p>	<p>選定基準及び審査項目として、「施設の設置目的を達成するための事業の実施」を設けた。</p>	<p>対応済み</p>
<p>1 5 7 (1 6)</p>	<p>(5) 子どもサロンの有効活用について(南部男女共同参画センター)</p>	<p>子どもサロンの有効活用について、託児設備を必要とする、あるいは積極的に活用してくれそうな若い母親やそのような人が多く在籍する団体などにターゲットを絞って、当センターを利用してもらうべく周知宣伝するなど工夫した運営を行うことが望ましい。〔意見〕</p>	<p>センター事業開催時だけでなく、センター利用者として登録している団体のセンター内での活動時にも子供サロンの活用を促すなど広報等を行うこととした。今後とも広く周知広報を図る。</p>	<p>対応済み</p>
<p>1 6 5 (1 7)</p>	<p>10 森林学習交流館 (1) 募集期間について</p>	<p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることなつた。〔意見〕</p>	<p>「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を約2ヵ月とした。</p>	<p>対応済み</p>
<p>1 6 5 (1 7)</p>	<p>(2) 申請資格の限定</p>	<p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。〔意見〕</p>	<p>従来から公募する際の申請資格については、県内に事務所を有する法人その他の団体と広く県外の団体等も公募の対象としており、今後、この資格要件を継続していく。</p>	<p>対応済み</p>
<p>1 6 5 (1 7)</p>	<p>(3) 損益状況の明確化</p>	<p>収支上の問題を明確化するために、そして県と指定管理者の責任範囲を明確化するために事業別の損益を明確化しておく必要がある。このことについて、指定管理者と十分に協議し、具体的な対応を図る必要がある。〔意見〕</p>	<p>当該施設は、公益事業と収益事業が混在し、施設を分割して運営することが出来ないのが、箇々の施設の収支状況は究明し難い部分はあるが、今後、平成23年度からの新たな指定管理者と十分な協議を重ね、平成23年度中に運営の改善を図って行く。</p>	<p>対応予定</p>
<p>1 6 9 (1 7)</p>	<p>(4) 設置目的の成果の明確化</p>	<p>設置目的を達成するために公益性の高い学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数を増やしていくことが望まれる。そのために、学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数について具体的な目標数を定めておき、実績との対比を的確に行うとともに、その損益状況を明確にする必要がある。〔意見〕</p>	<p>平成23年度から新たな指定管理者と協議の上、林業関係者をはじめ教育機関、町内子供会などへの働きかけを強化し、県や林業関係団体等が主催する研修の情報収集と宿泊の働きかけを行うとともに、平成23年4月を目処に利用目標を設定する。</p>	<p>対応予定</p>

	対応困難	観光課
<p>171 (17)</p> <p>(5) 宿泊施設の廃止</p>	<p>当施設の収入源の大部分が宿泊、宴会、会議がセ ットとなったもので、宿泊を廃止すると併せて研修 申込みが減少し、施設運営が出来なくなる。 また、周辺に宿泊施設がないことから、毎年のス ポーツ行事(サッカーク、陸上、テニス)や七曲工業 団地関係者、国際教養大学の来訪者の宿泊施設とし ても利用されており、地域へ重大な影響を与える恐 れがあるので、運営改善を図りながら宿泊は継続す ることが適当と考えられる。</p>	<p>「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に 基づき、公募期間を8週間とした。</p>
<p>176 (18)</p> <p>11 ふるさと村施設 (1) 募集期間について</p>	<p>本来の設置目的とは一致しない事業を実施しなけ れば収益の確保が難しく、また、それを実施しても 収支がマイナスとなるような状況では、宿泊施設を 指定管理業務に含めることは合理的でなく、その廃 止を検討する必要がある。〔意見〕</p>	<p>県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存 置することとした。</p>
<p>177 (18)</p> <p>(2) 申請資格の限定</p>	<p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間 を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より 見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とするこ ととなった。〔意見〕</p>	<p>公募することとした。</p>
<p>177 (18)</p> <p>(3) 競争原理と今後の選定 方法</p>	<p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県 内に主たる事務所を有する法人その他の団体である こと」が明記されているが、競争性を高めるために も県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募 することも検討する必要があると思われる。〔意見〕</p>	<p>公募することとした。</p>
<p>177 (18)</p> <p>(4) 小破修繕費の精算の必 要性</p>	<p>今後にも公募を継続するのであれば、他の団体が応 募する際に躊躇することのないようにさらなる競争 原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実 質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、 非公募とするという検討も必要である。〔意見〕</p>	<p>公募することとした。</p>
<p>178 (18)</p> <p>(5) 事業報告書の提出と指 定管理者制度に対する理 解の必要性</p>	<p>平成20年度において、小破修繕費に充当されなか った466千円は県に返還する必要があった。今後は 精算方式を実施することが望ましい。〔意見〕</p>	<p>平成22年度から小破修繕費に充当されなかった部 分は精算することとした。</p>
<p>178 (18)</p>	<p>秋田県及び指定管理者は指定管理者制度の趣旨を 理解し、その効果的な運用を図るため要件を備えた 年次報告書の提出が必要である。〔結果〕</p>	<p>平成21年度分から、指定管理者として必要な業務 実施状況等の報告書を提出させた。</p>

178 (18)	(6) 事務所スペースの自動販売機について	事務所スペースの自動販売機は、秋田県財務規則第329条による使用料を行い行政財産使用料徴収条例による使用料の徴収を行う必要がある。〔結果〕	当該自動販売機は、行政財産の使用許可により、平成22年4月1日から使用料を徴収している。	対応済み
178 (18)	(7) サービス向上と利用促進・収益向上に向けた努力	指定管理者に対し、テナントの入居基準の見直しを含め、利用者数や利用料収入の増加のための努力を要請する必要がある。〔意見〕	テナント入居の条件として秋田の魅力を発信できるような土産品を扱うこととしており、条例に定める使用料可取消事項に該当しない場合は退去させることはできない。しかし、利用者増、利用料収入増は非常に重要な要素であるため、年度当初に各テナントと売上げ目標に関して合意をし、その目標に向けて努力するよう要請している。 また、利用料収入の増加を確保するため、指定管理者自ら、プラネタリウムのソフト更新を毎年行っている他、ワンダーキヤッスルに新たな遊具を導入するなど、個別施設の魅力アップを図っている。また、集客イベントの実施や地域の企業、各種団体が主催する大会、展示会等を誘致するなど集客に尽力している。	対応済み
180 (18)	(8) 工芸工房の作品的な入れ替えと店舗等の紹介	工芸工房の作品の定期的な入れ替えにより展示品を多様化し、リピーターの増加を確保する必要がある。また、作品紹介に合わせて工芸家の店舗等の紹介等も行おうことも工房活性化のための1つの方策と考える。〔意見〕	工芸工房に展示している作品は、秋田を代表する伝統工芸品であり、また、工芸家の傑作品となっており、ふるさと村に來られた方々に変わることのない最高のものをお見せする場として維持する。 1Fの企画展示コーナーについては、展示品の入れ替えを行うとともに、店舗の紹介を行い、新たな顧客やリピーターの掘り起こしを図っている。	対応済み
180 (18)	(9) 応募の際の事業計画書の未実施	応募の際の事業計画書に記載されていた事項の未実施について、指定管理者に対し必要な指導を行い、施設の利用促進のための施策やサービス向上を図る必要がある。〔意見〕	ホームページにてテナントで販売している商品を紹介しており、お客様が購入したい場合にはメールにより注文を受け、各テナントにおいて発送まで対応しているため、来場できないお客様が購入できる仕組みはできている。また、ブログ・目安箱については実施済みであり、お客様の意見を取り入れながら、サービスの向上を図っている。	対応済み

<p>180 (18)</p>	<p>(10) メールマガジンの集客要素の充実の必要性</p>	<p>メールマガジンにおいて、魅力ある項目を追加するなどによって集客効果を高める必要がある。〔意見〕</p>	<p>メールマガジンでは、秋田の旬の食や見どころなどのお出かけ情報、お祭り、おすすめの温泉、秋田弁講座、ふるさと村のイベント情報、コラムなどを配信していたが、ふるさと村自体の魅力や宣伝を中心とした構成とし、集客効果を高める内容とした。</p>	<p>対応済み</p>
<p>187 (19)</p>	<p>12 男鹿水族館 (1) 選定委員の選定</p>	<p>指定管理者選定にあたっての採点及び審査は4人の委員で行われていた。定足数については基本方針等に具体的な規定はないが、応募者の取締役が選定委員を務めることは採点や審査に参加しなくても会務を総理する以上、他の委員の審査や判断に影響を与える可能性があり、本来であれば職務代理者をおく必要があった。〔結果〕</p>	<p>監査の結果を踏まえ、委員の選定及び会の運営について、適切に対処する。</p>	<p>観光課 対応済み</p>
<p>187 (19)</p>	<p>(2) 競争原理と今後の選定方法</p>	<p>男鹿水族館の指定管理者に応募する際の申請資格が「水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することが出来る法人その他団体であること」となっており、他の施設のように県内に(主たる)事務所を有する法人又は団体に限定していない点は評価できる。 しかしながら、結果的に応募者数は1者のみであった。他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。〔意見〕</p>	<p>前回の公募は公正公平に行われたと認識しており、応募数の多寡については事業者の判断の結果であると考える。 また、応募が1者であることをもって、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるとは言い切れないため、非公募については検討課題としな</p>	<p>対応困難</p>
<p>188 (19)</p>	<p>(3) 利用者数増加のためのPR施策について</p>	<p>利用者数増加のために個人観光などを対象としてPR活動を積極的に行う必要がある。〔意見〕</p>	<p>イベントやニュースを報道機関に積極的に提供するとともに、テレビやラジオと連動させ、パブリシティで個人客の獲得を図る。また、メルマガやブログでリアルタイムな情報提供に努めている。</p>	<p>対応済み</p>

188 (19)	(4) 生物購入費用の積み立てと精算の必要性について	生物購入費用の予定額のうち年度内に購入しなかった差額の848千円は精算をする必要があった。 なお、生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額について指定管理期間中は積み立てを行い、最終年度で精算する等の対応を図ることも検討の余地がある。〔意見〕	平成22年度から生物購入費に充当されなかった部分は精算することとした。 なお、生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額について指定管理期間中は積み立てを行い、最終年度で精算する等の対応を図ることについては、積立金が会社の利益として課税対象となることから現実的ではないと判断している。今後とも生物購入と予算執行計画の精度を高め、必要な生物の確実な取得に努める。	対応済み
188 (19)	(5) 意思決定の遅れの防止による魅力の強化	男鹿水族館が他の水族館から魅力のある生物を借りるに当たり不利な状況にならないようにするために、男鹿水族館の飼育する生物や他の水族館等の生物の需給の状態を勘案した結果当初の計画を変更することが望ましいと判断される場合は柔軟な対応を取ることが可能なように、仕様書の見直しを行うことが望ましい。〔意見〕	水族館にとって生物は重要な要素であり、また県の備品でもあることから、仕様書において慎重な取り扱いを求めているところであり、仕様書の見直しは行わない。しかし、水族館から当初計画変更の協議があった場合には、緊急性や必要性を勘案して年度途中であっても対応する。	対応済み
189 (19)	(6) 海獣や魚類を展示する水族館や動物園の運営方法の比較の必要性	男鹿水族館の管理運営方法、すなわち指定管理者の経営のあり方、指定管理者と県の関係、県の水族館の経営に関する考え方が、海獣や魚類を展示する他の水族館や動物園と比べて遜色ないものであるかどうかを検討する必要がある。〔意見〕	平成20年度に有識者等による委員会を立ち上げ、水族館の今後のあるべきあり方について提言を受けている。また、平成21年度には魅力アップ基本計画を策定し、その中で今後の方向性や他園館との比較検討を行っている。他園館の状況を参考にしながら、今後とも利用者により親しまれ、喜ばれる施設となるような管理運営を行っていく。	対応済み
206 (21)	13 体育施設（向浜スポーツゾーン） (1) 募集期間について	募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることなつた。〔意見〕	「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を2ヵ月とした。	対応済み
				スポーツ振興課

206 (21)	(2) 申請資格の限定	<p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。〔意見〕</p>	<p>県内経済の状況等を見極め、当面は県内要件を存置することとした。</p>	対応困難
207 (21)	(3) 部分利用料金金の導入について	<p>指定管理者のインセンティブにつながるのであれば、部分利用料金金の導入を検討することが望ましい。〔意見〕</p>	<p>当該施設については、使用目的が限られているうえ、中学校、高等学校の体育大会等の利用が多く、指定管理者のインセンティブにつながる要素が低い。ため、今回の公募については、現状どおりとした。</p>	対応困難
207 (21)	(4) 募集単位について	<p>秋田県立スケート場、秋田県立野球場及び秋田県立運動広場を1つのパッケージで公募していることは妥当な判断である。但し、今後は別々の募集要項で募集するのではなく、1つの募集要項で募集するなど今までの以上の事務の効率化を検討する必要がある。また、秋田県立総合プール等も含めて一括して選定することも検討に値するものと思われる。〔意見〕</p>	<p>平成23年度からの指定管理者公募において、総合プールを含め、「向浜スポーツゾーン」として公募した。</p>	対応済み
208 (21)	(5) 指定管理者制度導入の効果について (秋田県立総合プール)	<p>サービスの向上に向けて、今以上の利用者増加に向けての取り組みと施設の維持管理に対する配慮が必要である。〔意見〕</p>	<p>新たに、水泳ステッアップ教室や転倒予防教室などの事業を開催するとともに、メタボリック解消教室など他の体育施設との共同事業を開催していく。今後も、利用者増加に向けた取組みを実施していく。また、利用者のニーズに合わせた施設の維持管理をするように努めていく。</p>	対応済み
210 (21)	(6) 事業そのもののあり方について (秋田県立運動広場)	<p>秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。〔意見〕</p>	<p>向浜運動広場のテニスコートについては、県民ニーズを把握した上で、廃止、他施設への改修なども含めて検討する。</p>	検討中

2 2 1 (2 2)	<p>Ⅲ 外部監査の結論 一 秋田県総合公社と指定管理者制度について 1 指定管理者である総合公社への対応</p>	<p>これまでの秋田県の取り組みを見ると、コスト削減に主眼が置かれており、サービスの向上、特に利用者の増加を図ることを緊急の課題として捉えている印象が薄い。今後は、秋田県及び総合公社とも利用者数の増加に向けてより真剣に取り組んでいくことが必要である。[意見]</p>	<p>秋田県総合公社においては、顧客満足度調査やクレーム処理マニュアルに基づいた取り組み等を踏まえながら利用者目線に立ったサービス向上に努めている。 また、利用者の増加に向け、中央公園ウォーク大会(県立中央公園)や元氣バトミントン教室(県立体育館)などの新規事業を実施するとともに、既存事業の実施回数を増やすなど、自主事業の拡充に取り組んでいる。</p>	対応済み	総務課
2 2 3 (2 2)	2 収支均衡の問題	<p>総合公社は指定管理業務の収支報告の記載方法について、実態が明瞭に表示されている表示方法に改めていくよう秋田県と協議する必要がある。[意見]</p>	<p>収支報告の記載については、次期報告から指摘の内容に基づき明瞭な表示方法に改める。</p>	対応予定	
2 2 4 (2 2)	3 利用促進策の問題	<p>向浜スポーツゾーンの事業報告書を見ると、平成19年度と平成20年度の利用促進策がほぼ同一内容となっている。利用者数が伸び悩んでいる施設では利用促進策の大幅な見直しが必要である。[意見]</p>	<p>秋田県総合公社においては、広報活動の強化に加え、施設間連携事業等を取り入れた自主事業の拡充に取り組んでいる。 (新規) ・ こともの日スタンプラリー (武道館・野球場・総合プール) ・ メタバリック解消教室 (武道館・野球場・総合プール) ・ こまちカップ野球大会 (県立野球場) ・ 水泳スナップアップ教室 (総合プール) (回数増) ・ フラダンス教室 (県立武道館)、放課後スケート教室 等</p>	対応済み	
2 2 4 (2 2)	4 歳入増減の主な原因の記載	<p>事業報告書は指定管理業務の成果を具体的に示す必要があり、歳入歳出の予算あるいは前年度決算額との変動については、その原因を具体的に記載しておく必要がある。[意見]</p>	<p>事業報告書の記載については、次期報告から指摘の内容に基づき具体的なものに改める。</p>	対応予定	

監査委員公告第5号

平成21年秋田県告示第175号で告示された外部監査契約に関し、包括外部監査が執行され、その結果が秋田県教育委員会に報告されていたところ、当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月27日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
教総—————3116
平成23年1月6日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司
秋田県監査委員 樽 川 隆 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県教育委員会

平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年3月29日に秋田県包括外部監査人公認会計士青山伸一から提出された平成21年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

※以下別紙のとおり

平成21年度包括外部監査（指定管理者制度の運用状況について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概 要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
5 8 (8)	I 外部監査の結論 一 論点別一 3 直営施設について (1) カテゴリー毎の監査意見 ① カテゴリー2	平成19年度までに指定管理者制度の導入スケジュールを検討していた7施設すべてが、平成21年の現在、直営のままとなっている。平成21年度末に廃止が決定した障害者自立センター以外（農業科 学館、大館・岩城・保呂羽山少年自然の家、県立近代美術館（管理部門）、県立博物館（管理部門））は、指定管理者制度導入に向けた検討を進める必要がある。〔意見〕	これらの施設は、県で積極的に推進している授業時数として教育課程内に位置付けられる学習活動（セカンドスクールの利用）の拠点施設であり、この機能を効果的に発揮するには、学校と連携した取組を円滑に進める専門職員（研修企画を担う社会教育主事または学芸主事等の教員）の配置が不可欠であることから、指定管理者制度の導入は困難と考える。 また、近代美術館と県立博物館については、管理部門と学芸部門を一体化した効率的な運営体制を築いており、管理部門のみの制度導入とした場合には、人員配置など非効率となることから、制度導入は困難と考える。	対応困難	生涯学習課
5 9 (8)	② カテゴリー3	平成18年度までに指定管理者制度導入の適否を検討するとしていた7施設のうち、平成21年の現在、直営のままとなっている県立博物館（管理部門以外）、県立図書館ともに、他の自治体の導入状況を参考とした上で指定管理者制度導入に向けた検討を進める必要がある。〔意見〕	県立博物館は、研究機関としての機能も強く求められているほか、県立図書館は、県民の読書活動推進のための市町村立図書館や学校図書館への指導・支援を行っている。 これらの役割は、指定管理者の業務にはなじまないものである。 なお、全国的には、県立博物館での公募は管理部門のみの実施であるほか、新潟県においては制度導入の際に、管理委託していたものを直営にした経緯がある。 さらに、県立の図書館で制度を導入しているのは2県しかなく、うち1県は施設管理のみの状況にあることなど、他県の事例も参考に検討した結果、制度導入は困難と考える。	対応困難	

6.2 (8)	③ カテゴリー5	<p>試験研究機関、教育機関等であるという理由で当初から直営を継続するとしていた13施設のうち、平成21年の現在、10施設が直営となっている。</p> <p>生涯学習センター(本館)については、教育施設としての信頼性を確保するため直営としているが、生涯学習センター(分館)は指定管理者制度を導入しており本館のみ直営としていることの合理性がない。今後導入に向けた検討を行う必要がある。 [意見]</p>	<p>生涯学習センター(本館)については、平成22～23年度の生涯学習審議会において、そのあり方の検討を進めている。</p> <p>今後は、審議結果を踏まえて、制度導入の可否について検討する。</p>	検討中
7.0 (8)	(2) 事例分析(大館少年自然の家)	<p>秋田県における厳しい財政下では、サービス単位当たりコストを引き下げるため、他の2つの少年自然の家も含めて指定管理者制度導入その他の対策を検討する必要がある。 [意見]</p>	<p>県が積極的に推進しているセカンドスクールの利用を確保するためには、社会教育主事の資格等を有する専門職員が不可欠であることから、制度の導入は困難と考える。</p> <p>なお、大館及び保呂羽山の少年自然の家については、平成22年度から利用者の少ない冬期間の閉鎖を行い、全体コストの引き下げに努めている。</p>	対応済み
7.4 (9)	4 指定管理者の選定について (2) 公募、非公募について ① 秋田県立美術館について	<p>指定期間については新県立美術館の今後のスケジュールを勘案しつつ慎重に検討することが望まれる。 [意見]</p>	<p>現県立美術館の指定期間として平成23年度1年間とし、新県立美術館が開館する24年度以降は新たな指定期間とする。</p>	生涯学習課 対応済み
1.4.3 (1.5)	7 県民会館(生涯学習センター分館含む) (3) 所管課が異なることによる非効率性	<p>両施設の所管課を一本化することについて検討する必要がある。</p> <p>将来的には同一施設として運用していくことについても検討する必要がある。 [意見]</p>	<p>平成22年6月の条例改正により、県民会館と生涯学習センター分館を同一施設として、生活環境部県民文化政策課に一本化することとした。</p>	生涯学習課 対応済み
1.4.4 (1.5)	(4) 収支状況について	<p>事業報告における収支状況は当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。 [意見]</p>	<p>意見に基づき、指定管理者に対する指導を行っており、次期報告から改善することとしている。</p>	対応済み
1.4.4 (1.5)	(5) 施設設備について	<p>将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。 [意見]</p>	<p>(施設は、平成23年4月から生活環境部県民文化政策課に所管替えとなるため。)</p>	生涯学習課

	13 自然体験活動センター (1) 秋田県と市町村との関係	秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。〔意見〕 秋田県は、八峰町と連携しつつ赤字解消に向けたPR活動を積極的に行う必要がある。〔意見〕 秋田県としては、指定期間を5年以上（たとえば10年）とするなどを検討することも必要である。〔意見〕	県としては、町へ社会教育主事を派遣するなど、現在も運営に関わっているが、今後も連携を図りながら支援に努めていく。 各種研修会等の機会を活用し、県内の小・中学校、県立学校及び社会教育関係団体等に対し、利用について働きかけている。 この施設は、平成29年度には建築後10年を経過することになり、修繕費用などの経費の増加が見込まれるなど、指定期間について見直しの検討が想定されることから、次回の公募については5年間とすることとした。	対応済み 対応済み 対応済み	生涯学習課
194 (20)					
195 (20)	(2) 収支の状況				
195 (20)	(3) 指定期間について				

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号